

三 予算ハ裁可ヲ要スルヤ

刑法 汎論

193 東京法学院大学記事（卒業証書授与式・学年試験問題）

〔法学新報〕第十四卷七（一六一）号

明治三十七年七月十日

民法総論

- 一 刑法ノ時ニ関スル効力ヲ説明スヘシ
- 二 罪ト數罪トハ如何ナル標準ニ依リ之ヲ區別スルヤ
- 一 権利ノ意義ニ關スル學説ヲ叙述スヘシ
- 二 意思表示ノ効力カ許欺ニ因リ影響ヲ受クヘキ場合ニ於テ其事實ノ有無ハ何人ニ付キ之ヲ定ムヘキヤ理由ヲ附シテ詳説スヘシ

東京法学院大学記事

○卒業証書授与式 大学予科卒業試験は去る二日専門科学年試験は同八日を以て予定の如く結了したるを以て来る十三日

（水曜日）午後二時より第十九回卒業証書授与式を挙行す其次

第左の如し

一 十三日午後二時一同着席

一 理事報告

一 学長卒業証書及び賞品を授与し終て演説

一 卒業生総代答辭

一 来賓演説

一 講師演説

一 院友総代祝辭

右畢りて茶菓を饗し散会する筈なり

○学年試験問題 左の如し

第一 年 級

憲 法

一 皇位継承ノ順序ヲ述フヘシ

二 帝国議会ノ権限ヲ説クヘシ

債權者主義及ヒ債務者主義ト所有者主義トノ異同ヲ説明ス

ヘシ

二 一軍人アリ將ニ出征セントス其家壁壊レ檐傾キ眷月ナラス

シテ全ク崩壊シ了ラントス友人某之カ修繕ヲ勧告スルモ軍

人心窃カニ生還ヲ期セサルヲ以テ之ニ応セス友人見ルニ忍

ヒス軍人出征ノ後自ラ之ヲ修繕シ以テ事ナキヲ得タリ軍人

凱旋ノ後友人ヨリ修繕費ノ償還ヲ求メラルコトアラハ之

ニ応セサルヘカラサルヤ

三 被用者カ不法ニ第三者ニ加ヘタル損害ニ対スル使用者ノ責

任ノ根拠及ヒ程度ヲ説明スヘシ

### 経 濟 学

一 経済現象ト財産制度トノ関係ヲ論スヘシ

二 價格、物価、市場、需要及供給ノ意義ヲ説明スヘシ

第二年級

### 平時国際公法

一 軍艦ハ如何ナル場合ニ治外法権ヲ受クルコトヲ得サルヤ

二 国家ハ片面的意思ヲ以テ無効ナラシムルコトヲ得ヘキカ

### 非常国際公法

一 國際法上左ノ行為ハ適法ナリヤ簡明ニ理由ヲ附シテ答フヘシ

(1) 占領地住民カ占領軍ニ抗敵スルコト

(2) 日露戦争（現今）中日本艦隊カ封鎖シタル港ヘ向  
ハントシテ米国ヲ発シタル船舶ヲ布哇附近ノ公海上ニ於

テ封鎖犯ヲ以テ捕獲セントスルコト

二 左ノ語辞ノ國際法上ノ意義ヲ問フ

(1) 作戦根拠地  
(2) 海上捕獲

### 刑 法 各 論

一 銀行員乙ヲ甲ナリト誤認シ故ラニ乙ヲ呼ヒテ甲ニ支払フヘ

キ金円ヲ乙ニ交付シタルニ乙ハ其誤認ナルコトヲ知リタル

ニ拘ラス惡意ヲ以テ受領シテ費用シタリトス乙者ノ責任如

何

二 左ノ二問中其一ヲ選択シテ解答セヨ

一 殺害罪ノ概念ヲ説ケ

二 刑法ニ所謂賄賂ノ意義ヲ説ケ

### 物權法第二部

一 留置權ノ成立要件ヲ説明スヘシ

二 先取特權ハ其目的物ノ保険金ニ対シテ之ヲ行フコトヲ得ル

ヤ否ヤ其理由如何

三 抵当權涤除ノ意義ヲ説明シ併セテ抵当權ヲ涤除シ得ヘキ人  
ヲ掲クヘシ

### 契約各論

一 他人ノ権利ヲ以テ目的ト為セル売買モ亦常ニ有効ナリヤ

二 貸借権ノ讓渡ヲ受ケタル者ハ其貸借物ニ付キ貸借人ノ保存  
行為ヲ為スラ拒ムコトヲ得ルヤ

三 電灯ノ供給ニ關スル電灯会社ト電灯需用者トノ契約ハ請負  
契約ナリヤ否ヤ

一 支配人ト代理商トノ區別如何

二 商戦ト共ニ営業ヲ譲渡シタル場合ニ於テ譲渡人ノ受クヘキ

制限ヲ説明スヘシ

### 会社法

一 株式会社ニ於テ資本増加ノ決議ヲ為シ新株ヲ募集シタル場合ニ於テハ其新株ノ申込人ハ何レノ時期ヨリ株主タルノ権利ヲ行フコトヲ得ルヤ

二 合資会社有限責任社員ノ有限責任ト株主ノ有限責任トノ異同ヲ説明スヘシ

### 商行為論

一 運送取扱人ト運送人ノ区別ヲ論スヘシ

二 賃入証券ノ裏書ノ効力ヲ論スヘシ

### 手形法

一 謄本ト複本トノ別ヲ明示スヘシ

二 裏書連続ノ原則ヲ定メタル理由ヲ問フ

### 刑事訴訟法

一 檢事ハ訟廷ニ於テ訴訟指揮及ヒ訟廷内ノ秩序ノ維持ノ権二服従スルヤ

二 親告罪ニ於ケル告訴不可分ノ原則ト此原則ヲ認メタル結果トヲ述フヘシ

### 第三年級

### 国際私法

一 一般外国人ノ権利義務ヲ略述シ敵國臣民ノ権利義務ハ如何ナル点ニ於テ異ナルヤヲ説明スヘシ

二 法律ヲ異ニスル地ニ在ル当事者間ノ契約ノ成立ハ何レノ法

ナル点ニ於テ異ナルヤヲ説明スヘシ

律ニ依リテ之ヲ定ムヘキヤ

行政法汎論

一 第二位的行政処分ヲ種別シ略説スヘシ

二 府県郡市町村ノ差異アル要点ヲ列挙スヘシ

### 行政法各論

一 領事裁判ノ制度ヲ論ス

### 保険法

一 保険契約ニ因リテ生シタル権利ノ譲渡ト保険ノ目的ノ譲渡ト其觀念ニ於テ相異ナル所以ヲ説明スヘシ

二 相互保険ノ性質ヲ問フ

### 海商法

一 船舶所有者ノ有スル海産委付ノ権利ヲ略説シ且船舶貸借人ハ此権利ヲ有スルヤ否ヤヲ論述スヘシ

二 共同海損ハ不当利得ニ基クトノ見解ヲ説明シ之ヲ批評スヘシ

### シ

### 民事訴訟法第二編

一 訴訟物ノ権利拘束ノ効力ヲ示セ

二 人証ト鑑定ノ差異如何

### 民事訴訟法第三編乃至第五編

一 控訴權ノ拋棄並ニ控訴ノ取下ノ条件及ヒ効力ヲ説明スヘシ

二 控訴裁判所ハ如何ナル場合ニ於テ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ要スルカ

### 民事訴訟法第六編以下

一 執行力アル正木ノ意義ヲ略述スヘシ

### 民事訴訟法第六編以下

二 債権者ハ公証人作成ノ債権名義存スルニ拘ハラス該債務名  
義ニ記載シアルモノト同一ノ請求權ニ基キ債務者ニ対シ起  
訴スルコトヲ得ルヤ否ヤ

### 財政学

- 一 交通業ハ官業特ニ獨專官業ニ適スルヤ否ヤ理由ヲ附シテ之ヲ説明スヘシ
- 二 財政上手数料ノ存在スル所以ヲ論セヨ
- 三 直接税ト間接税トノ区別ヲ説明スヘシ
- 四 租税ノ正理ノ原則ヲ説明スヘシ